

【ブラジル】手数料改定-2025年8月7日より

ブラジル産業財産庁（INPI）は、2025年8月7日より手数料を改訂します。
詳細につきましては弊所知財トピックス 2025年5月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/17338/>

追加の情報といたしまして、下記の通りお知らせいたします。

1. 値上対象となる主な手数料

出願手数料（PCT 出願のブラジル国内移行）は、約 48.6%の値上げとなり、審査請求料（請求項が 10 までの場合）は約 47.5%の値上げとなります。

維持年金につきましては、3～6 年度分は約 28.2%、7～10 年度分は約 31.1%、11～15 年度分は約 33.7%の値上げとなります。

2. 特許証交付手数料の廃止

現在は、特許査定された旨が官報に掲載された日から 60 日以内（延長可）に、特許証交付手数料の支払いが必要です。

INPI の公表によりますと、特許証交付手数料は 2025 年 12 月 20 日付で廃止され、自動的に特許証が交付されることとなります。

経過措置といたしまして、2025 年 9 月 21 日から 2025 年 12 月 20 日までに特許査定となった案件は、特許証交付手数料の納付は任意となります。納付しない場合は、特許証は 2025 年 12 月 20 日以降に発行されます。特許証交付手数料を納付しますと、2025 年 12 月 20 日より前に特許証が交付されます。